

令和 7 年 6 月 1 9 日

(名称) 播磨町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
播磨町において広域基幹交通（バス）の路線バスは、町内と隣接市町を結び、本町の骨格を形成する重要な役割を担い、鉄道を補完する広域的な公共交通の軸として、通勤・通学等住民生活を支えることを目的としている。 一方で、社会情勢の変化も相まって、路線バスの利用者は、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較すると、減少傾向にあり、自治体や事業者の経営努力だけでこれらの路線を維持することは難しく、行政負担も増加している。 そのような中、広域基幹交通（バス）において、加古川駅～土山駅南口の路線が、利用者の減少により令和6年9月30日をもって休止したことから、主に通勤、通院、買い物の移動手段として利用していた住民にとって、不便を強いられる状況となっている。なお、当該路線の一部代替交通として、隣接する加古川市のかこバスミニ平岡東南ルート（土山駅南口～東加古川駅）を令和6年10月1日より運行開始している。 上記のとおり現状は予断を許さないが、地域公共交通確保維持事業により、別添の表 1 に示す、町内及び隣接市町を結ぶ重要な公共交通である広域基幹交通（バス）の路線バスを確保・維持することで、住民の日常生活手段を存続させていくことが必要である。 【対象路線】 * 令和 8 年度 (R7. 10～ R8. 9) ① 土山駅～川北口～母里 ② 上新田北口～天満小学校～土山駅 ③ 明石駅前～西明石駅～土山駅
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標 ・路線バスの利用者数を 52 千人/年以上（直近実績 令和 4 年度 57 千人/年）とする。 ・路線バスの利用者 1 人あたりの行政負担額を現状維持（直近実績 令和 4 年度 119.4 円/人） ・町内を走行する補助対象系統の収支差を▲10,925 千円以下（直近実績 令和 6 年度 9,005 千円）とする。 （播磨町地域公共交通計画 P 7 0 参照）
(2) 事業の効果 広域基幹交通（バス）の路線バス系統を維持することにより、住民の通勤・通学、通院、買い物などをはじめとした日常生活における移動手段が確保される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・系統や便数、運行ダイヤの見直し、効率化の検討（事業者） ・町内の公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通時刻表の作成及び配布（播磨町） ・ホームページ等の多様なツールを活用した情報提供（播磨町・事業者） ・公共交通の利用促進イベント（播磨町・事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表 2 を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・バス事業者保有のデータ（停留所毎の乗降調査、系統別輸送実績等）による
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし。
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
表 4 を添付。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
別添（別紙 9）のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
補助対象路線を走行している車両の老朽化が進んでおり、早急な買い換えが必要となっ ていたことから、利用者の安全性確保のために令和 5 年度で 1 両を新規購入し、更新を行な っている。引き続き補助することで路線の維持に寄与し、住民の日常生活手段を存続させ ていく
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
補助対象バス路線の合計収支率を 1 % 向上（R6 実績：71.8%）とする。
(2) 事業の効果
車両を計画的にだれもが利用しやすくバリアフリーに対応したノンステップ車両等を導 入し、子供から高齢者、障害のある方がバスに乗りやすい環境整備につなげる。また、輸送 の安全確保を図るとともに、地球環境にやさしいバス輸送へ寄与し、町民の日常生活に必 要な移動手段の確保していく。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費

用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表 6 及び表 7 を添付。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし。
（２）事業の効果
該当なし。
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和 5 年 3 月 20 日（第 1 回） 協議会設立、地域公共交通計画策定業務の委託事業者の選定について協議 ・ 令和 5 年 7 月 6 日（第 2 回） 計画策定の背景・目的、公共交通の現状、住民アンケート調査（案）について協議 ・ 令和 5 年 11 月 16 日（第 3 回） 住民アンケート等各種調査結果概要報告、地域公共交通計画（骨子案）について合意 ・ 令和 6 年 1 月 18 日（第 4 回） 地域公共交通計画（素案）について協議 ・ 令和 6 年 3 月 21 日（第 5 回） 地域公共交通計画（案）に対するパブリックコメント結果報告、地域公共交通計画（最終案）について協議を行い、計画確定。 ・ 令和 6 年 5 月 31 日 令和 6 年度第 1 回播磨町地域公共交通活性化協議会開催（対面） 加古川駅・東加古川駅～土山駅南口線の休止について かこバスミニ・平岡東南ルート of の運行開始について 播磨町地域公共交通令和 6 年度計画について 令和 7 年度地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統用）について ・ 令和 7 年 6 月 19 日 令和 7 年度第 1 回播磨町地域公共交通活性化協議会開催（対面） かこバスミニ・平岡東南ルート of の運行開始について 播磨町地域公共交通令和 7 年度計画について 令和 8 年度地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統用）について

19. 利用者等の意見の反映状況

令和6年2月1日(木)から令和6年2月22日(木)まで、町のホームページにて本計画(案)に関する意見を募集した。
町内の公共交通充実についての意見があった。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県加古郡播磨町東本荘 1-5-30

(所 属) 都市基盤部 都市計画課

(氏 名) 前田 祥吾

(電 話) 079-435-2366

(e-mail) keikaku@tonw.harima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

資料 5 添付資料

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (播磨町)	神姫バス株式会社	(1) 土山駅～川北口～母里(10)	157.5	
		(2) 上新田北口～天満小学校～土山駅(11)	110.0	
		(6) 明石駅前～西明石駅～土山駅(19)	256.5	
合 計			524	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業						R6
	営業収益	10,092,381千円	営業外収益	39,808千円	経常収益(イ)	10,132,189千円	
	営業費用	11,328,571千円	営業外費用	20,915千円	経常費用(ロ)	11,349,486千円	
	営業損益	△ 1,236,190千円	営業外損益	18,893千円	経常損益	△ 1,217,297千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,327,301.0 km					経常収支率 89.27 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						R5
	営業収益	9,255,516千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ')	9,276,469千円	
	営業費用	10,699,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ')	10,708,300千円	
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	23,543,645.0 km					経常収支率 86.62 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						R4
	営業収益	8,519,275千円	営業外収益	19,431千円	経常収益(イ'')	8,538,706千円	
	営業費用	10,367,750千円	営業外費用	11,512千円	経常費用(ロ'')	10,379,262千円	
	営業損益	△ 1,848,475千円	営業外損益	7,919千円	経常損益	△ 1,840,556千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	23,751,397.0 km					経常収支率 82.26 %	

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	436円.99銭	454円.82銭	486円.53銭
京阪神	436円.99銭	454円.82銭	486円.53銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3=α	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニーヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	459円.44銭	426円.56銭	426円.56銭	32円.88銭	434円.34銭
京阪神	459円.44銭	558円.96銭	459円.44銭		434円.34銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合 フ	改定率 コ
北近畿・京阪神	令和5年10月30日	基準期間の 当 年度	3 / 3	28.61%
		基準期間の 年度	／ 3	
		基準期間の 年度	／ 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

神姫バス株式会社

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運 行日数	計画運行回数 ()		計画平均 乗車密度	計画輸 送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府 県外乗入部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競合 率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入 部分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率 (「チー(リ+ヌ+ ル)」÷チ=ソ)						
				起点	主な 経由地	終点		①=カッコ内	②			①×② =③	チ								オ	オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ
10			土山駅～川北口 ～母里	土山駅	川北口	母里	365日	5,887.5回 (16.1回)	4.5	72.4人	往7.7km 復7.7km	(平均) 7.7km		(平均)		往0.5km 復0.5km	(平均) 0.5km		往0.5km 復0.5km	(平均) 0.5km		(平均)	%	%		
加古川市											往7.7km 復7.7km	7.7km							往0.5km 復0.5km	0.5km				%	93.506	
稲美町											往7.7km 復7.7km	7.7km							往0.5km 復0.5km	0.5km				%	6.493	
播磨町											往7.7km 復7.7km	7.7km							往0.5km 復0.5km	0.5km				%	84.415	
											往7.7km 復7.7km	7.7km							往0.2km 復0.2km	0.2km				%	2.597	
11			上新田北口～天 満小学校～土山 駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	365日	7,577.5回 (20.7回)	6.6	136.6人	往8.4km 復8.4km	(平均) 8.4km		(平均)		往0.5km 復0.5km	(平均) 0.5km		往0.5km 復0.5km	(平均) 0.5km		(平均)	%	%		
加古川市											往8.4km 復8.4km	8.4km							往0.5km 復0.5km	0.5km				%	94.047	
稲美町											往8.4km 復8.4km	8.4km							往0.5km 復0.5km	0.5km				%	5.952	
播磨町											往8.4km 復8.4km	8.4km							往0.2km 復0.2km	0.2km				%	85.714	
											往8.4km 復8.4km	8.4km							往0.2km 復0.2km	0.2km				%	2.380	
(19)			明石駅前～西明 石駅～土山駅	明石駅前	西明石駅	土山駅	365日	7,942.5回 (21.7回)	5.7	123.6人	往14.0km 復13.6km	(平均) 13.8km		(平均)		往13.8km 復13.4km	(平均) 13.6km		往14.8km 復14.4km	(平均) 14.6km		(平均)	%	%		
播磨町											往14.0km 復13.6km	13.8km							往0.2km 復0.2km	0.2km				%	1.449	
											往14.0km 復13.6km	13.8km							往0.2km 復0.2km	0.2km				%	1.449	
計			3系統								往30.1km 復29.7km	(平均) 29.9km		(平均)		往14.8km 復14.4km	(平均) 14.6km			(平均)		(平均)				

京 阪 神	(10)	土山駅～川北口～母里	土山駅	川北口	母里	365日	5,887.5回 (16.1回)	4.5	72.4人	往7.7km 復7.7km	(平均) 7.7km		(平均)		往7.2km 復7.2km	(平均) 7.2km		(平均)		(平均)	%	%
		明石市								往7.7km 復7.7km	7.7km					往0.5km 復0.5km	0.5km				%	6.493
	(11)	上新田北口～天満小学校～土山駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	365日	7,577.5回 (20.7回)	6.6	136.6人	往8.4km 復8.4km	(平均) 8.4km		(平均)		往7.9km 復7.9km	(平均) 7.9km		(平均)		(平均)	%	%
		明石市								往8.4km 復8.4km	8.4km					往0.5km 復0.5km	0.5km				%	5.952
	19	明石駅前～西明石駅～土山駅	明石駅前	西明石駅	土山駅	365日	7,942.5回 (21.7回)	5.7	123.6人	往14.0km 復13.6km	(平均) 13.8km		(平均)		往0.2km 復0.2km	(平均) 0.2km		(平均)		(平均)	%	%
		明石市								往14.0km 復13.6km	13.8km					往13.8km 復13.4km	13.8km				%	98.550
	計	3系統								往30.1km 復29.7km	(平均) 29.9km		(平均)		往15.3km 復15.3km	(平均) 15.3km		(平均)		(平均)		
合計		6系統								往60.2km 復59.4km	(平均) 59.8km		(平均)		往30.1km 復29.7km	(平均) 29.9km		(平均)		(平均)		

神姫バス株式会社

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置 (チー(リ+ス)÷ チサ)	補助ブロック外 乗入部分及び同一 補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の 額:力	補助対象系統のキロ当たり経常収益															補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×ワ以上の額: ヨ
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3ヵ年平均			基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
						ノとノ'のいずれ か少ない額 ノ	基準期間におけ る実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定によ る増収分 f×コ÷(1+コ)× フ÷g	経常収益控除額 kとgのいずれか 少ない額 h	補助金交付要綱 別表2(注)4.の 適用後のキロ当 り経常収益 ノ'-h=ノ''	(d+e+f)/3=ノ'	経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の 実車走行キロ当 り経常収益 ヤ'+マ'=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 り経常収益 ヤ'+マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 り経常収益 ヤ+マ'=f		
						ノとノ'のいずれ か少ない額 ノ	基準期間におけ る実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定によ る増収分 f×コ÷(1+コ)× フ÷g	経常収益控除額 kとgのいずれか 少ない額 h	補助金交付要綱 別表2(注)4.の 適用後のキロ当 り経常収益 ノ'-h=ノ''	(d+e+f)/3=ノ'	経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の 実車走行キロ当 り経常収益 ヤ'+マ'=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 り経常収益 ヤ'+マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 り経常収益 ヤ+マ'=f		
	10		93.506%	90,667.5km	38,675,128円	272円.60銭	74円.89銭	32円.88銭	272円.60銭	305円.46銭	25,804,736円	92,346.1km	279円.43銭	27,703,642円	92,238.3km	300円.34銭	30,834,203円	91,583.8km	336円.67銭	24,715,960円	
	11		94.047%	127,302.0km	54,301,941円	354円.02銭	93円.96銭	32円.88銭	354円.02銭	386円.90銭	42,974,227円	122,110.8km	351円.92銭	47,147,682円	122,026.8km	386円.37銭	52,748,356円	124,874.4km	422円.41銭	45,067,454円	
	(19)		1.449%	219,673.2km	93,703,800円	265円.34銭	70円.59銭	32円.88銭	265円.34銭	298円.22銭	76,254,364円	274,282.0km	278円.01銭	80,039,077円	267,404.0km	299円.31銭	80,068,628円	252,296.8km	317円.35銭	58,288,086円	
合計				437,642.7km	186,680,669円					145,033,327円	488,738.9km		154,890,401円	481,669.1km		163,651,187円	468,755.0km		128,071,500円		
京 阪 神	(10)		6.493%	90,667.5km	41,656,276円	305円.48銭	74円.89銭		305円.48銭	305円.46銭	25,804,736円	92,346.1km	279円.43銭	27,703,642円	92,238.3km	300円.34銭	30,834,203円	91,583.8km	336円.67銭	27,697,107円	
	(11)		5.952%	127,302.0km	58,487,630円	386円.90銭	93円.96銭		386円.90銭	386円.90銭	42,974,227円	122,110.8km	351円.92銭	47,147,682円	122,026.8km	386円.37銭	52,748,356円	124,874.4km	422円.41銭	49,253,143円	
	19		98.550%	219,673.2km	100,926,655円	298円.22銭	70円.59銭		298円.22銭	298円.22銭	76,254,364円	274,282.0km	278円.01銭	80,039,077円	267,404.0km	299円.31銭	80,068,628円	252,296.8km	317円.35銭	65,510,941円	
合計				437,642.7km	201,070,561円					145,033,327円	488,738.9km		154,890,401円	481,669.1km		163,651,187円	468,755.0km		142,461,191円		

神姫バス株式会社

補助 ブ ロッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はしのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との結合 部分以外に係る もの	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分以 外に係るもの	計画平均乗車 密度が、人 未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ウの負担者とその負担割合								
													都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
													負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	
	10		13,959,168円	17,403,807円	13,959,168円	13,052,659円	13,052,659円	11,350,138円	11,350 千円	5,675.0千円	16,940,316円	11,265,316円									
	加古川市						906,368円		788,146円	788 千円	394.0千円	1,099,934円	705,934円	52,533円	7.4%	341,467円	48.4%			311,934円	44.2%
	稲美町						11,783,631円		10,246,635円	10,246 千円	5,123.5千円	14,300,167円	9,176,667円	683,133円	7.4%	4,440,367円	48.4%			4,053,167円	44.2%
	播磨町						362,519円		315,233円	315 千円	157.5千円	439,940円	282,440円	21,000円	7.4%	136,500円	48.3%			124,940円	44.3%
	11		9,234,487円	24,435,873円	9,234,487円	8,684,757円	8,684,757円		8,684 千円	4,342.0千円	13,420,176円	9,078,176円									
	加古川市						549,636円		549 千円	274.5千円	798,768円	524,268円	36,600円	7.0%	237,900円	45.4%			249,768円	47.6%	
	稲美町						7,915,248円		7,915 千円	3,957.5千円	11,502,969円	7,545,469円	527,667円	7.0%	3,429,833円	45.5%			3,587,969円	47.5%	
	播磨町						219,780円		219 千円	110.0千円	319,400円	209,400円	14,666円	7.0%	95,334円	45.5%			99,400円	47.5%	
	(19)		35,415,714円	42,166,710円	35,415,714円	513,173円	513,173円		513 千円	256.5千円	42,638,569円	42,382,069円									
	播磨町						513,173円		513 千円	256.5千円	617,832円	361,332円	34,200円	9.5%	222,300円	61.5%			104,832円	29.0%	
	計		58,609,369円	84,006,390円	58,609,369円	22,250,355円	22,250,589円	11,350,014円	20,545 千円	10,273.5千円	29,079,010円	18,805,510円	1,369,799円	7.3%	8,903,701円	47.3%			8,532,010円	45.4%	
京 阪 神	(10)		13,959,169円	18,745,324円	13,959,169円	906,368円	906,368円	788,146円	788 千円	394.0千円	13,959,169円	13,565,169円									
	明石市					906,368円		788,146円	788 千円	394.0千円	906,368円	512,368円	52,534円	10.3%	341,466円	66.6%			118,368円	23.1%	
	(11)		9,234,487円	26,319,433円	9,234,487円	549,636円	549,636円		549 千円	274.5千円	9,234,487円	8,959,987円									
	明石市					549,636円			549 千円	274.5千円	549,636円	275,136円	36,600円	13.3%	237,900円	86.9%			636円	0.2%	
	19		35,415,714円	45,416,994円	35,415,714円	34,902,186円	34,902,186円		34,902 千円	17,451.0千円	35,415,714円	17,964,714円									
	明石市					34,902,186円			34,902 千円	17,451.0千円	34,902,186円	17,451,186円	2,326,800円	13.3%	15,124,200円	86.7%			186円		
	計		58,609,370円	90,481,751円	58,609,370円	36,358,190円	36,358,190円	788,146円	36,239 千円	18,119.5千円	36,358,190円	18,238,690円	2,415,934円	13.2%	15,703,566円	86.1%			119,190円	0.7%	
	合計		117,218,739円	174,488,141円	117,218,739円	58,608,545円	58,608,779円	12,138,160円	56,764 千円	28,393千円	65,437,200円	37,044,200円	3,785,733円	10.2%	24,607,267円	66.4%			8,651,200円	23.4%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3部に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自資第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり経常経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」の欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上乗率変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとと一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2.5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全期日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「/」に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー)同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ)に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「/」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか低い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度について、令和の年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3部に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上乗率変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

[illegible]

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容(令和8年度)

申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	生産性向上の取組に係る取組内容と定量的な効果目標	実施主体と実施時期
10	土山駅～川北口～母里	土山駅	川北口	母里	①バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ②沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供 ③稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、対前年で収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②明石市・播磨町・稲美町・神姫バス株式会社 ③稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
11	上新田北口～天満小学校～土山駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供 ⑤稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④明石市・播磨町・稲美町・神姫バス株式会社 ⑤稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
19	明石駅前～西明石駅～土山駅	明石駅前	西明石駅	土山駅	①沿線の買い物・通院需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続(大久保駅への乗入れによる鉄道との接続強化と駅前施設へのアクセシビリティ向上) ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅・大久保駅・土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供 <定量的な効果目標> 上記の取組により、収支改善率1%以上を目標とする。	①明石市・神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④明石市・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施

表6 車両の取得計画の概要

[illegible]

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿 京阪神	1	土山駅～母里 上新田北口～土山駅 明石駅前～西明石駅～土山駅	第10・11・19号	第12・13・22号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度フ(2年目のみ フ)の額＝ウ	普通償却限度額 (円) (定率法)フ×0.4＝ム (定額法)フ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少 ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格 (円) ラ－マ＝フ
1	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0	1,980,000
計	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000		1,980 千円	990	1,980,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
1,980	990

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿 京阪神	1	132,000円	13%	858,000円	87%			円		
合計		132,000円		858,000円				円		

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4（定率法）の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額（ム欄）は、補助対象限度額（ナ欄）に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格（ラ欄）に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額（ム欄）とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額（ム欄）は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類（2年目以降の車両にあっては、認定書の写し）
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。